

## 第4回旭川市立地適正化計画策定検討会議 会議録 要旨

日時 平成29年10月10日（火）午後6時00分～7時50分

場所 旭川市6条通10丁目 第三庁舎 3階 会議室5

### 確認事項

- 神楽地域の地域核拠点、中心市街地の機能を補完し、高次都市機能の誘導を図るため、中心市街地と一体的な都市機能誘導区域とする。
- 地域核拠点の周辺に若い世代の居住を誘導するためには、地域核拠点に小中学校が必要であり、可能な限り統廃合計画との間で整合を図る。
- 地域核拠点から離れている市営住宅は、積極的に地域核拠点周辺に誘導すべきであり、関連計画との間で整合を図る。
- 地域核拠点間に新たなバス路線を設けることは事業化の面からも現実的に難しく、利用者の視点に立ち、料金を含めた乗り継ぎのしやすさや拠点内のバス待ち環境を改善することで利便性を高めていくことを他の計画で検討する。
- 市民が誤解を招かないように、「将来的に生活の質や水準を維持するためにはまちをコンパクトにしていかなければならないため、主要幹線沿道や拠点周辺等の居住区域には人口密度を高めるために集合住宅等を誘導する」といった主旨とともに、人口密度を高める区域に強制的に居住誘導を行う計画ではないことを説明する必要がある。
- 中心市街地以外に高次都市機能を、又は一般居住区域に集合住宅等を建設する場合は、市に届出が必要になるが、誘導区域内での建設は強制ではないため、誘導区域内で建設できないか協議を行っていく。また、立地適正化計画を公表した日から届出が必要となるため、計画決定後、一定の周知期間を設けて関係団体への周知を行ってから公表する。

---

### 検討が必要な御意見

- 地域核拠点の範囲は、地域核拠点の個性を形成するために、健康保養地としての高機能性がある公園を含めた範囲としてはどうか。
- 地域核拠点の範囲は、高齢者が歩いて暮らせる範囲として地域核拠点の中心から500mを基本としつつも、地域の特徴となる施設を含めた範囲としてはどうか。

---

### 次回開催内容について

今回までの議論やこれから地域毎に行う意見交換会の結果を踏まえた計画素案を作成することから、その内容について意見を伺う。